

宮津市公報

平成29年6月1日
宮津市字柳縄手
345番地の1
宮津市総務部総務課発行

目 次

告 示

101 市道路線の区域変更	1
102 市道路線の供用開始	1
103 宮津市議会定例会の招集	1
104 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（上司自治会）	1
105 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（獅子自治会）	2
106 宮津市公印の印影印刷	2
107 自治功労者の表彰	2

公 告

23 公示送達	2
24 平成28年度情報公開制度の運用状況	3
25 平成28年度個人情報保護制度の運用状況	3
26 宮津市営住宅等の入居者の公募	4
27 農用地利用集積計画の縦覧	5

教 育 委 員 会

《告 示》

8 宮津市教育委員会定例会の招集	5
------------------	---

選 挙 管 理 委 員 会

《告 示》

7 宮津市公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程	5
8 有権者総数の50分の1の数	5
9 有権者総数の3分の1の数	6
10 有権者総数の6分の1の数	6

監 査 委 員

《監査公表》

82 定期監査結果の公表	6
--------------	---

農 業 委 員 会

《告 示》

7 宮津市農業委員会総会の招集	8
8 宮津市農業委員会総会の招集	8

告 示

宮津市告示第101号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
 なお、その関係図面は、宮津市建設部土木管理課（本館南棟3階）において平成29年5月17日から平成29年5月31日まで縦覧に供する。
 平成29年5月16日

宮津市長 井 上 正 嗣

路線名	道路の区域			
	区 間	変更の 前後別	敷地幅員 (m)	延長 (m)
上司深田	(起点) 宮津市字上司1437	前	2.6~5.05	309.3
	(終点) 宮津市字上司小字石ヶ鼻608-1	後	2.6~6.00	421.3

* * *

宮津市告示第102号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
 なお、その関係図面は、宮津市建設部土木管理課（本館南棟3階）において、平成29年5月17日から平成29年5月31日まで縦覧に供する。
 平成29年5月16日

宮津市長 井 上 正 嗣

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
上司深田	宮津市字上司小字北柿490-2 (宮津市字上司小字深田635-1地先から宮津市字上司小字北柿490-5地先まで)	平成29年6月1日

* * *

宮津市告示第103号

平成29年第2回宮津市議会定例会を次のとおり招集する。
 平成29年5月23日

宮津市長 井 上 正 嗣

- 1 期 日 平成29年5月30日
- 2 場 所 宮津市議会議事堂

* * *

宮津市告示第104号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成24年4月1日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 上司自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
 代表者に関する事項
 住所 <省 略>
 氏名 大 塚 勇
- 3 変更年月日 平成29年5月14日
- 4 変更の理由 団体役員の変更による。
 平成29年5月25日

宮津市長 井 上 正 嗣

* * *

宮津市告示第105号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成14年8月7日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 獅子自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省 略>
氏名 川 崎 真 二
- 3 変更年月日 平成29年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の変更による。
平成29年5月29日

宮津市長 井 上 正 嗣

* * *

宮津市告示第106号

宮津市公印のうち市長印凸版の印影を印刷するので、宮津市公印規則（昭和49年規則第16号）第7条第2項の規定により告示する。

平成29年5月29日

宮津市長 井 上 正 嗣

印 影	公印の名称及び使用区分	使用開始期日
<省 略>	市長印凸版 市長名をもって発する文書 (宮津市営天橋立駐車場駐車許可証)	平成29年6月1日

* * *

宮津市告示第107号

宮津市表彰条例（昭和33年条例第2号）第1条の規定により自治功労者として次の者を表彰したので、同条例第2条の規定により告示する。

平成29年6月1日

宮津市長 井 上 正 嗣

自治功労者	功 績
長林 三代	市議会議員

公 告

宮津市公告第23号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民部市民課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成29年5月10日

宮津市長 井 上 正 嗣

(以下揭示済)

* * *

宮津市公告第24号

宮津市情報公開条例（平成12年条例第56号）第21条の規定により、平成28年度における制度の運用状況を次のとおり公表します。

平成29年5月16日

宮津市長 井上正嗣

1 開示請求の件数及び処理の状況

単位：件

実施機関	請求 件数	処 理 の 状 況						計	取下げ
		開 示		不開示	存否応 答拒否	不存在 等			
		全部開示	部分開示						
市 長	158	158	108	50	0	0	0	158	0
教育委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審 査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
議 会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	158	158	108	50	0	0	0	158	0

注 「請求件数」とは、宮津市情報公開条例第4条第1項の規定により開示請求のあったものうち、平成28年度中の請求に対し実施機関が決定を行ったもの及び取り下げられたものの件数（合計）をいいます。

2 不服申立ての状況

単位：件

不服申立て 件 数	処 理 の 状 況					取下げ	審査中
	却 下	棄 却	一部認容	認 容	計		
0	0	0	0	0	0	0	0

* * *

宮津市公告第25号

宮津市個人情報保護条例（平成14年条例第1号）第31条の規定により、平成28年度における制度の運用状況を次のとおり公表します。

平成29年5月16日

宮津市長 井上正嗣

1 開示請求の件数及び処理の状況

単位：件

実施機関	請求 件数	処 理 の 状 況						計	取下げ
		開 示		不開示	存否応 答拒否	不存在 等			
		全部開示	部分開示						
市 長	8	8	4	4	0	0	0	8	0
教育委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0

選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
議 会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	8	8	4	4	0	0	0	8	0

注 「請求件数」とは、宮津市個人情報保護条例第13条第1項の規定により開示請求のあったもののうち、平成28年度中の請求に対し実施機関が決定を行ったもの及び取り下げられたものの件数（合計）をいいます。

2 不服申立ての状況

単位：件

不服申立て 件 数	処 理 の 状 況					取下げ	審査中
	却 下	棄 却	一部認容	認 容	計		
0	0	0	0	0	0	0	0

* * *

宮津市公告第26号

宮津市営住宅等設置及び管理条例（平成9年条例第25号）第3条の規定により、次のとおり市営住宅の入居者を公募します。

平成29年5月19日

宮津市長 井上正嗣

1 公募する住宅

団地名	所在地	家賃(円)	戸数	規格
鳥が尾	宮津市字喜多	9,500~20,300	2	2DK
鳥が尾	宮津市字喜多	16,600~32,600	2	3DK

2 入居者の資格

- (1) 条例で定められた収入の金額を超えないこと。
- (2) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (3) 現に市町村税を滞納していないこと。
- (4) 原則として、現に同居し、又は同居しようとする親族があること。
- (5) 申込者又は同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

3 申込方法

宮津市建設部都市住宅課建築住宅係（本館南棟3階）又は市民部市民課市民窓口係受付（本館1階）に備付けの「市営住宅入居者募集案内書」に添付の「市営住宅等入居申込書」により申し込んでください。

4 申込みの期間及び場所

- (1) 期間 平成29年6月1日（木）から平成29年6月16日（金）まで
- (2) 場所 宮津市建設部都市住宅課建築住宅係

5 選考方法の概略

入居の申込みをした方の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合の入居者の選考は、宮津市営住宅等設置及び管理条例第8条第1項各号のいずれかに該当する方の中から行き、住宅に困窮する実情を調査し、住宅に困窮する度合いの高い方から入居者を決定します。ただし、住宅困窮順位の定め難い方については、公開抽せんにより決定します。

6 入居時期 平成29年8月1日（予定）

— * * * —

宮津市公告第27号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により平成29年度農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、当該計画を次により縦覧に供します。

平成29年5月25日

宮津市長 井上正嗣

- 1 農用地利用集積計画の縦覧期間
自 平成29年5月25日
至 平成29年6月8日
- 2 縦覧の場所
宮津市産業経済部農林水産課（別館3階）

教育委員会

《告 示》

宮津市教育委員会告示第8号

平成29年第8回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成29年5月19日

宮津市教育委員会

教育長 山本雅弘

- 1 日 時 平成29年5月24日（水）午前9時
- 2 場 所 宮津市役所 第6会議室

選挙管理委員会

《告 示》

宮津市選挙管理委員会告示第7号

宮津市公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年6月1日

宮津市選挙管理委員会

委員長 堀口善一

宮津市公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程

宮津市公職選挙事務執行規程（昭和59年選管告示第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「選挙人名簿」の次に「又は在外選挙人名簿」を加え、「又は法第23条（縦覧）第1項に規定する書面を縦覧する者」を削り、同条第2項中「又は書面」を削り、同条第4項を削る。
様式第1号を次のように改める。

様式第1号 削除

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

— * * * —

宮津市選挙管理委員会告示第8号

宮津市条例（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、宮津市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数並びに合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

平成29年6月1日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

3 2 5 人

————— * * * —————

宮津市選挙管理委員会告示第9号

宮津市議会の解散の請求に要する有権者総数の3分の1の数及び宮津市の議会議員、市長、副市長、選挙管理委員若しくは監査委員の解職の請求又は教育委員会の教育長若しくは委員の解職の請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成29年6月1日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

5, 4 1 5 人

————— * * * —————

宮津市選挙管理委員会告示第10号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付することの請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

平成29年6月1日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

2, 7 0 8 人

監 査 委 員

《公 表》

宮津市監査公表第82号

平成28年度定期監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、宮津市長から通知があったので、当該通知に係る事項を公表します。

平成29年5月29日

宮津市監査委員 稲 岡 修
宮津市監査委員 徳 本 良 孝

平成28年度定期監査（平成29年3月27日宮津市監査公表第81号）

監査の結果	措置の内容（回答）
(1) 契約、文書事務について ① 文書事務について 契約関係書類について、鉛筆書きのもの、記載誤りのもの、訂正箇所の訂正者が不明なもの、決裁等における押印が不鮮明なものなど、事務処理上の不適切事例が数多く見受けられる。これらのことは庶務担当係長会議において徹底が図られているにもかかわらず、これまでと同様の誤りが繰り返されており、改善が図られていない。文書事務に当たっては、情報公開も視野に入れ、適正な事務処理が行われるよう強く望むものである。	○ 文書事務に係る不適切な事務処理事例については、再三の指摘を受ける中で、都度の徹底を行ってきているところですが、係長以上の職員における不十分な審査と認識不足に起因するものであり、審査における適正な処理が徹底されるよう、改めて指導してまいります。

② 事務処理体制について

昨年までは副室長の配置がない室については、係長が決裁を行うなど牽制機能が十分とは言えなかったが、今年度においては組織が再編され、事務処理体制が改善されたことに伴い、執行何から支出等事務まで、これまで以上に書類の点検、確認を確実に行うとともに、上司においては適正な事務が行われるよう指導をされたい。

③ 印紙について

契約関係書類の印紙については、おおむね改善が図られたが、中には、昨年度指摘をしたにもかかわらず、同じ誤りが繰り返されているものが見受けられた。指摘内容を再度確認し、適切な事務処理に努められたい。

④ 契約状況について

随意契約は、競争入札を原則とする地方自治体の契約方法の例外（地方自治法施行令で認められた場合にのみ実施できる契約方法）であり、その中でも1者随意契約を採用する場合には、「本当にその業者でしか受注できないのか」等法令の要件に該当するか否かの判断を厳格に行うとともに、過去の経過等にとらわれず公開性、公正性、競争性、経済性の確保にも十分配慮して運用されるよう要望する。

⑤ 契約書の作成について

業務委託変更契約書は、変更契約額を記載するものとして認識をしていたが、変更した後の総額で表示されているものが見受けられた。

また、変更工事請負契約書の請負代金変更額に対する契約保証金を「無」や「-」で表示しているもの、業務完了後の提出書類が契約書に記載されている内容と違うものが見受けられた。

契約事務については、前年度の監査結果を踏まえ、庶務担当係長会議において全庁的な指導がなされたところであるが、今後もより一層、適正に契約事務処理が執行されるよう、職員への周知を徹底されることを強く望むものである。

(2) 補助金について

各種団体への補助金の交付に当たっては、対象団体の公益上の補助の必要性の有無、補助の有効性などについて、当該団体の決算書、

○ 理事者会議における徹底指導のもと、管理職員への周知徹底を図ってまいります。

○ 印紙の適切な取扱いを徹底するよう、改めて指導をいたします。

○ 随意契約については、法令で認められた範囲で運用することとしておりますが、法令の趣旨を徹底するよう改めて指導をいたします。

○ 変更契約における金額、契約保証金の記載方法を統一するとともに、庶務担当係長会議等を通じ、契約事務マニュアルの再度の徹底等も含めた適正な契約事務処理の徹底を図ります。

○ 補助金の交付に当たっては、その財源が税金その他の貴重な原資で賄われていることを再認識し、対象団体への補助金の必要性やその効果等をより一層精査した上で、適切な事務処理

予算書等を精査し、その事業の目的や効果、支出の根拠と積算の妥当性を明確にするとともに、補助金等の交付事務の透明性を確保され、適正な事務処理に努められたい。

(3) 滞納整理について

市税をはじめとする各種収納金の収納対策は、地方税機構による法的処分のほか、給水停止の実施、電話催告や臨戸訪問など収納率向上に努められている。しかしながら、日常業務の優先性や職員体制などから、収納業務への適正な対応が難しい課・係も見受けられる中で、今までの徴収強化月間の見直しも含め、横断的に柔軟な協力体制を確保され、負担の公平性と財政健全化の推進の観点からも、職員の専門的知識の向上に努められ、従来の慣例に捉われることなく滞納者の実状を把握した上で、引き続き効果的な対策を積み重ねながら、粘り強く徴収活動を進められたい。

また、口座振替の利用促進に向けての周知に努めるとともに、自主納付・納期内納付など収納率の向上に努められたい。

に努めていきます。

- 平成29年4月から、各種収納金のコンビニ納付開始により、納税（付）者の利便向上と収納率の向上に努めているところですが、税外収入の収納率向上には、口座振替やコンビニ納付の利用促進に加え、収納強化月間や効果的な職員・組織体制の見直しが必要であると考えられることから、公金収納連絡会議において、今後の収納率向上対策について検討することとします。

農業委員会

《告示》

宮津市農業委員会告示第7号

宮津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

平成29年5月2日

宮津市農業委員会
会長 藤井 忠

1 日時 平成29年5月9日(火) 午前9時30分

2 場所 宮津市役所 第5会議室

3 議題

議第12号 農地法第3条の許可申請に係る許可について

議第13号 農地法第5条の許可申請に係る意見について

議第14号 非農地証明について

議第15号 農用地利用集積計画について

————— * * * —————

宮津市農業委員会告示第8号

宮津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

平成29年6月1日

宮津市農業委員会
会長 藤井 忠

1 日時 平成29年6月8日(木) 午前9時30分

2 場所 宮津市役所 第5会議室

3 議題

議第16号 非農地証明について